

主文

- 1 厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした後記「理由」欄第2の3記載の原処分のうち、事後重症による裁定請求を却下した部分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日とする外傷後ストレス障害(以下「前件認定対象傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害給付の裁定請求をした(以下「前件裁定請求」という。)が、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、障害認定日(平成〇年〇月〇日)及び裁定請求日における前件認定対象傷病による障害の状態は、いずれも国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表及び厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度に該当していないとして、障害給付を支給しない旨の処分(以下「前件先行処分」という。)をした。請求人は、前件先行処分を不服として、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険審査官に対し審査請求(以下「前件審査請求」という。)をしたところ、社会保険審査官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人の障害認定日及び裁定請求日における前件認定対象傷病による障害の状態はいずれも厚年令別表第1に掲げる「精神又は神経系統に、労働が著

しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの(13号)」に該当するので、前件先行処分は妥当でないとして、これを取り消す旨の決定(以下「前件審査官決定」という。)をした。厚生労働大臣は、前件審査官決定を承けて、前件先行処分を取り消した上、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、前件認定対象傷病による障害について、受給権発生の日を障害認定日である平成〇年〇月〇日とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の処分(以下「前件処分」という。)をし、請求人は、当該障害厚生年金を受給中である。

- 2 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日とする外傷後ストレス障害、うつ状態(以下、併せて「本件請求傷病」という。)により障害の状態にあるとして、新たに、a 病院b科A医師(以下「A医師」という。)作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書(以下「本件障害認定日診断書」という。)及びA医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書(以下「本件裁定請求日診断書」という。)を提出し、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害給付の裁定を請求した(以下「本件裁定請求」という。)
- 3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「今回請求された傷病(外傷後ストレス障害、うつ状態)は、既に保険給付を行うことを決定(基礎年金番号・年金コード 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)された傷病(外傷後ストレス障害)と同一傷病、かつ、障害の程度が同一であり、重複請求であるため。」という理由により、本件裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 原処分は、本件裁定請求は、前件処分により保険給付を行うことと決定された前件認定対象傷病と同一傷病、かつ、障害の程度が同一であり、重複請求であるとして、これを却下しているの、先ず、この点について検討する。

(1) 請求（申請）に基づいてなされた行政処分が不服申立てがないまま不服申立期間が経過するか、あるいは不服申立ての手段が尽くされることにより確定したときは、当該行政処分には不可争力が生じるから、実質的に当該処分のやり直しを求め、あるいはその再検討を求める趣旨の請求をして、当該行政処分の効力を覆すように求めることは、当該処分のやり直し等をすることを相当と認めるに足りる内容の新たな資料の提出がない限り、許されないというべきである。

(2) これを本件についてみるに、前件処分は確定しており、不可争力が生じているところ、前件裁定請求から本件再審査請求までの請求及び処分等を時系列に従って並べると、①平成〇年〇月〇日 前件裁定請求、②平成〇年〇月〇日 前件先行処分、③平成〇年〇月〇日 前件審査請求、④平成〇年〇月〇日 本件裁定請求、⑤平成〇年〇月〇日 前件審査官決定、⑥平成〇年〇月〇日 前件処分、⑦平成〇年〇月〇日 原処分、⑧平成〇年〇月〇日 本件審査請求、⑨平成〇年〇月〇日 本件決定、⑩平成〇年〇月〇日 本件再審査請求という順になるの、これによると、請求人が本件裁定請求をした時点においては、前件先行処分が既にされているが、これに対する前件審査請求が係属している段階であり、その後前件審査官決定により前件先行処分が取り消され、厚生労働大臣による前件処分がなされた後に、原処分がなされている。そして、前件処分は、前件審査官決定により前件先行処分が取り消されたことを承けてなされたものであり、前件先行処分を取り

消した上で、前件裁定請求のうち、主位的請求である障害認定日による請求に基づき、受給権発生の日を障害認定日とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の処分をしたものであるが、前件裁定請求のうちの予備的請求である事後重症による請求についての処分は行っていない。主位的請求と予備的請求を併合して裁定請求をすることは、主位的請求が認められることを解除条件として、次順位の予備的請求を併合するものにほかならないから、予備的請求は、主位的請求が認められるという条件が成就することによって、その効力を失うものである（民事訴訟における給付請求につき、最高裁判所昭和37年（オ）第1148号同39年4月7日第三小法廷判決・民集第18巻4号520頁参照）から、前件裁定請求は、主位的請求が認められて障害等級3級の障害厚生年金が裁定され、解除条件が成就したことにより、予備的請求である事後重症による裁定請求は、裁定請求としての効力が失われ、これに対する処分を要しないものであるから、厚生労働大臣が予備的請求について何らの処分をしなかったことはもとより正当である。

(3) そして、前件認定対象傷病と本件請求傷病とは、初診日を平成〇年〇月〇日とし、当該初診日から起算して1年6月を経過した平成〇年〇月〇日を障害認定日とする同一傷病であることは、当事者間において争いが無いと認められるので、以下においては、前件認定対象傷病と本件請求傷病のいずれをも「当該傷病」ということとする。請求人が本件裁定請求において障害の状態を示すものとして提出した診断書は、いずれも新たに作成された本件障害認定日診断書及び本件裁定請求日診断書であって、前件裁定請求において提出された障害認定日及び裁定請求日における障害の状態を示すものとして提出された各診断書とは別の診断書で

あって、しかも、内容が異なるものである。したがって、本件裁定請求については、前件処分の再検討等をするのを相当と認めるに足りる内容の新たな資料の提出があったと見てよく、しかも、前件処分においては、事後重症請求が失効したことによりそれに対する処分がなされていないのであるから、本件裁定請求をもって、確定した前件処分により既に応答がされた前件裁定請求と重複する裁定請求であるということとはできない。

- 2 障害厚生年金は、初診日において厚生年金保険の被保険者であった者が、所定の保険料納付要件を満たした上で、対象となる障害の状態が厚年法施行令（以下「厚年令」という。）別表第1に掲げる程度（障害等級3級）以上に該当する場合に支給され、障害の状態が国年法施行令（以下「国年令」という。）別表に定める程度（障害等級1級又は2級）に該当し、2級以上の障害厚生年金を支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることになっている。
- 3 本件の場合、当該傷病の初診日において、請求人は厚生年金保険の被保険者であった者に該当し、所定の保険料納付要件を満たしていることについては、いずれも、当事者間に争いがないと認められるところ、前記第2の3記載の理由によりなされた原処分に対し、請求人は、新たな診断書等を提出した上で、当該傷病による障害の状態（以下「本件障害の状態」という。）は、障害認定日及び裁定請求日のいずれにおいても2級に該当すると主張しているのであるから、本件の問題点は、本件障害認定日診断書及び本件裁定請求日診断書に基づき、請求人の上記主張が認められるかどうかということになる。
- 4 当該傷病による障害により、障害等級2級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表の16号に、「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は

日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（16号）が掲げられている。

- 5 そして、障害の程度を認定するためのより具体的な基準として社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされ、なお効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められており、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会においても、これに依拠するのが相当と考えるところ、認定基準によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分し、気分（感情）障害による障害で2級に相当すると認められるものの例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。また、気分（感情）障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであり、したがって、現症のみによって認定することは不十分であつて、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮することとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるものとされている。
- 6 障害認定日当時における本件障害の状態は、本件障害認定日診断書によれば、障害の原因となった傷病名として、当該傷病が掲げられた上で、発病からの病

歴、治療経過等として、平成〇年〇月〇日に請求人が陳述したとして、平成〇年〇月〇日に自宅マンションでエレベーターにはさまれる事故にあり、当院c科に入院したが、恐怖心のためリハビリテーションが進まないことで平成〇年〇月〇日からb科が関与しているとされ、エレベーターにはさまれたときの引っ張られる感じが抜けないことなどの症状があり外傷後ストレス障害と診断され、同年〇月〇日の退院後もb科外来に通院を継続しているとされ、入院中は部屋から出ることも困難であり、特にエレベーターには乗ることができず、小さな音にも敏感で睡眠障害を認め、EMDR導入も困難でSSRIも副作用のため服薬できず抗不安薬を中心とした薬物療法と精神療法を行っているが、外傷後ストレス障害の症状は遷延し、うつ状態も遷延しているとされ、診断書作成医療機関における初診時(平成〇年〇月〇日)所見は、意識は清明で疎通性は問題なく、幻覚、妄想は認めず、初診時はc科入院中で個室で過ごし、部屋をほとんど出ず、物音に敏感で恐怖を感じ、病棟では身体的な問題があるにもかかわらず階段を使用し、不眠、足が引っ張られる感じという訴えがみられたとされている。障害の状態(平成〇年〇月〇日現症)は、病状又は状態像として、抑うつ状態(思考・運動制止、憂うつ気分)、強度の不安、恐怖心、心的外傷に関連する症状が認められ、具体的には、暗いところの恐怖心があり、夜も電気をつけてしか生活ができず、過覚醒状態、強度の睡眠障害がみられ、食欲もなく体が動かせなくなることもあるため、数日間を水分だけで過ごすこともあり、頭が割れるように、背中が焼けるように痛み、手足が動かないなどの身体症状がみられ、それら症状に対する不安も強く、うつ状態は遷延した状態で、外出は通院の時からいで、電車とプラトホームとの隙間をみると体が動かなくなるなどの状態がおき、また時には、外界に対する反応が悪くなり離人症状を

呈するとされ、生活環境は、同居者の居ない在宅生活で、ほとんど人とのかかわりなく自宅で過ごすとして、日常生活能力の判定では、適切な食事、身の安全保持及び危機対応は、助言や指導をしてもできない若しくは行わないが、身の清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服薬(要)、他人との意思伝達及び対人関係、社会性については、自発的にあるいはおおむねできるが時には助言や指導を必要とする程度であり、生活日常生活能力の程度は、精神障害として、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と判断され、障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等の利用はなく、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、外界に対する恐怖心や赤信号でもわたってしまうなどの行動がみられ、ほとんど自宅で過ごし日常生活は最低限のことをなんとか行う程度であり、労働は現在のところ困難であるとされ、予後は、外傷性ストレス障害が遷延しており、今後の改善の程度は不明であるとされている。

このような障害認定日における本件障害の状態は、ICD-10コードで気分(感情)障害の範疇に属するF32の「うつ状態」の傷病名が併記され、病状又は状態像として抑うつ状態(思考・運動制止、憂うつ気分)がみられるものの、障害の主な原因疾病としては、神経症圏の範疇F43に相当する「外傷性ストレス障害」に起因する、強度の不安、恐怖心、心的外傷に関連する症状があり、夜暗いところでの恐怖心、体や手足が動かなくなるなど身体症状、離人症状などによる日常生活能力の制限を生じていると認めるのが相当であり、日常生活能力の程度は、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要であると判断されているものの、ひとつひとつの日常生活能力の判定をみても、適切な食事、身の安全保持及び危機対応を除いた5

項目は、すべて自発的あるいはおおむねできるが時には助言や指導を必要とする程度であり、労働は現在のところ困難であるが、日常生活は、障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等の利用のない状態で、同居者の居ない在宅生活がなんとか維持されており、また、本件障害認定日診断書の現症時の日常生活活動能力及び労働能力に「ほとんど自宅で過ごし、日常生活は最低限のことをなんとか行う」と記載されていることを考慮すると、障害認定日における本件障害の状態は、認定基準に掲げる「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」とされる2級の例示に該当しない。

7 裁定請求日当時における本件障害の状態は、本件裁定請求日診断書によれば、障害の原因となった傷病名として、当該傷病が掲げられた上で、病状又は状態像として、抑うつ状態（思考・運動制止、憂うつ気分）、強度の不安、恐怖心、心的外傷に関連する症状があり、具体的には、暗いところの恐怖心があり、夜も電気をつけてしか生活ができず、過覚醒状態、睡眠障害がみられ、以前は事故の想起を和らげるために、白昼に勉強することもあったが、現在はボーとして無為に過ごし、食欲もなく、体が動かなくなることもあるため、数日間を水分だけで過ごすこともあり、頭が割れるように、背中が焼けるように痛み、手足が動かないなどの身体症状がみられ、それら症状に対する不安も強く、うつ状態は遷延し、外出は通院のときくらいであるが、電車とプラットホームとの隙間をみると体が動かなくなるなどの状態を生じ、外界に対する反応が悪くなり離人症状を呈し、赤信号でも道を渡るなどの危険な行動もみられ、東日本大震災や度重なるエレベーター事故のため症状は増悪しているとされ、現在の生活環境は、同居者の居ない

在宅生活で、ほとんど人とのかわりなく自宅で過ごすとされている。日常生活能力の判定では、金銭管理と買い物、社会性は、おおむねできるが時には助言や指導を必要とする程度であるが、身の清潔保持、通院と服薬（要）、他人との意思伝達及び対人関係は、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、又は助言や指導があればできるとされているものの、適切な食事、身の安全保持及び危機対応は、助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされ、日常生活能力の程度は、精神障害として、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と判断されている。現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、外界に対する恐怖心や赤信号でも渡ってしまうなどの行動がみられ、ほとんど自宅で過ごし、日常生活は最低限のことをなんとか行う程度であり、労働は現在のところ困難であるとされ、予後は、外傷性ストレス障害、うつ状態が遷延しており、著明な改善は期待できないとされている。

このような裁定請求日当時における本件障害の状態は、ICD-10コードで気分（感情）障害に属するF32の「うつ状態」の傷病名が併記され、病状又は状態像として抑うつ状態（思考・運動制止、憂うつ気分）に加えて、障害認定日から持続している神経症圏の「外傷性ストレス障害」に起因する強度の不安、恐怖心、心的外傷に関連する離人症状などがみられるものの、本件障害の状態は、神経症としての外傷性ストレス障害が遷延し、気分（感情）障害としてうつ状態が顕著化し、これらによる日常生活能力の障害が生じていると認められる。そうして、その障害の程度をみると、金銭管理と買い物、社会性は、おおむねできるが時には助言や指導を必要とする程度に留まるものの、その他の項目は、いずれも自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、ないしは

助言や指導をしてもできない若しくは行わない程度とされ、総合的に判断された日常生活能力の程度は、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要であるとされていることからすると、本件障害の状態は、病初期の障害認定日当時においては、主として神経症圏に属する外傷性ストレス障害によるものと認められるが、裁定請求日当時においては、うつ状態が遷延し、気分（感情）障害としての精神病の病態を呈するようになり、その障害の程度は日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である状態にあると認めることができる。

そうすると、本件障害の状態は、認定基準に掲げる「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」とされる2級の例示に該当し、国年令別表に定める2級の程度に該当すると認めるのが相当である。

- 8 よって、前記第2の3記載の原処分中、事後重症による裁定請求を却下した部分は相当ではないから、これを取り消すこととし、原処分中、障害認定日による裁定請求を却下した部分は、障害給付を支給しないとする結論において相当であるから、この部分に対する再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。